

熊本県立熊本農業高等学校 いじめ防止基本方針 (重大事態への対応マニュアル)

平成28年3月

熊本県立熊本農業高等学校

目 次

はじめに	1
1 いじめの定義	1
2 いじめの防止等に関する基本的考え方	3
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対応	
(4) 家庭や地域との連携について	
(5) 関係機関との連携について	
3 いじめ防止等の対策のための組織	6
(1) 構成員	
(2) 組織の役割	
4 いじめの防止等に向けた年間計画	6
5 いじめに対する措置	8
6 重大事態への対応	9
(1) 重大事態の意味	
(2) 重大事態の報告、調査組織	
(3) 対処の進め方	
(4) 調査結果の提供及び報告	
(5) 留意点	
参考資料	12
○ 年間計画表	
○ いじめ問題対応マニュアル	

はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わるすべての者が手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの生徒にも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることも十分に認識しておく必要がある。

本校においては、これまでもいじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組んできた。

しかしながら、本校においても毎年いくつかのいじめが認知され、その中にはややもすると深刻な事態に至る危険性があったものもある。

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題である。心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。いじめの問題に社会総がかりで対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が成立し、同年9月に施行された。

この熊本県立熊本農業高等学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、法第13条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）並びに、「熊本県いじめ防止基本方針」（平成25年12月26日決定。以下「県の基本方針」という。）を踏まえ、本校が家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のため対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの定義

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めることが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの生徒にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周囲の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除かれるが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒本人が、そのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等について、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

一方で、いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものとは限らない。具体的には、好意から始まった行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態度は、以下のようなものが想定される。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

(1) いじめの防止

いじめは、どの生徒にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、すべての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを産まない土壌をつくり上げることが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

併せて、学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるか見通して行動できる力等、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

さらに、いじめの問題への取組の重要性について学校関係者全体に認識を広め、家族、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が推進し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努めることが必要である。

また、いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることを認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談等、事案に応じ、関係機関と連携して対応することが必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

いじめの解決とは、いじめた生徒によりいじめられた生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが必要である。

(4) 家庭や地域との連携について

社会生活で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要であり、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設け、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応については、学校において、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

そのうえで、学校等警察連絡協議会等において情報交換を活発に行い、教育相談の実施に当たり必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、又は、地方法務局等、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校に、いじめの防止等の対策を実効的に行うため、法第22条の規定に基づき、「いじめ対策委員会（以下「対策委員会」という。）」を設置する。

（１）構成員

対策委員会は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、保健主事、各学科主任、学年主任、人権教育主任、生徒支援教員、教育相談主査、養護教諭、学校スクールカウンセラー、その他必要な教職員とする。

（２）組織の役割

対策委員会は学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たって以下に例示するような中核となる役割を担う。

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事案関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割等

4 年間計画

（１）いじめの未然防止の取組の実施時期

ア 人権教育

1年時のロングホームルームにおいて、「なかまづくり」や「いじめ」など身の回りの差別を学ぶことで、人権問題の正しい理解と認識を深め、相互の人権を尊重する生活態度の育成を目指し、自尊心を育む。

2年時のロングホームルームにおいて、被差別部落の歴史や背景、性差別や就職差別など、差別の具体的な事例を学ぶことで、差別を見抜き差別を許さず差別をなくす科学的合理的判断力と実践力の育成を目指す。

3年次のロングホームルームにおいて、就職差別や結婚と性差別などについて学ぶことで、基本的人権尊重の精神と実社会での実践力の育成を目指す。

イ 特別活動

1年生の1学期に実施する集団宿泊研修や2学期末に実施する修学旅行をとおし、集団における個人の果たす役割や意義について学び、他者との協調やお互いを思いやる精神を身につけさせる。

ウ 職業教育

栽培や飼育実習をとおして、生き物を慈しみ大切に作る心を育てるとともに、日々の実習に取り組む中で責任感や協調性を身につけさせ、他人を思いやり共に生活していく共生の精神を育む。

エ 特別支援教育

1学期に、新入生のこれまでの生活や学習の状況を把握・点検し、中学校と連携して支援の必要性の有無を検討する。また、発達障がい等についての理解を深めるために、スクールカウンセラーや地区コーディネーター等による研修を実施する。2学期からは、支援を要する生徒に対する具体的な取組を検討し、職員全体及び関係機関との連携のもと支援を実施していく。このような取組を通して、支援を要する生徒を始め学校生活に適応困難な生徒に対する理解を深め、いじめを未然に防止する。

オ 情報モラル教育

携帯電話等の校内での使用は禁止しているものの所持は認めていることから、大多数の生徒が携帯電話やスマートフォンを所持している。SNSの普及により、これらが原因で友人間のトラブルやいじめにも発展しかねない状況がある。これらを未然に防止するため、年度当初に情報モラルについての指導を実施する。

カ 生徒会活動

5月にいじめ防止のスローガンを募集し、6月の生徒総会で「熊農いじめ防止宣言」を行う。また、人権子ども集会等に参加し、人権意識の高揚を図る。

いじめについては、何より生徒自身が自らのこととしてとらえる必要がある。生徒会が主体となって、さまざまな機会を通していじめ防止を生徒に呼びかけ、いじめ防止に向けた活動を行う。

(2) いじめの早期発見の取組と実施時期

ア アンケート調査

2学期に「心のアンケート」を実施し、いじめの早期発見に努める。

イ 教育相談

普段から生徒たちが気軽に相談できる環境づくりに努める。また、毎月2～3回希望者に対するスクールカウンセラーによる面談を実施し、いじめの予兆をいち早く察知し早期の対応をとることで、いじめの防止と初期の段階での解決を図る。

ウ 個別面談

授業や休み時間などの様子を観察したり、学級日誌の内容や生徒たちとの雑談などにより、生徒の生活状況に常に気を配り、必要に応じて個別の面談を実施する。

エ 相談窓口の周知

月2～3回のスクールカウンセラーの来校日を担任を通じて生徒たちに周知し、気軽に相談するよう促す。

オ 校内研修

8月にいじめ問題についての職員研修を実施するとともに、人権同和教育研修や特別支援教育研修においても、いじめ防止の視点を交えながら研修を行う。

カ チェックリストの作成

具体的な生徒の変化を発見するために、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。

5 いじめに対する措置

(1) いじめに対する措置

ア いじめの発見、連絡、通報等

いじめられている本人からの訴えや、教職員による発見・気づき、他の生徒や保護者、地域の方々からの報告・連絡があった場合、関係職員に連絡するとともに組織として対応する。

イ 初期対応（第一に、いじめられた生徒の安全の確保）

いじめられていることを訴えてきた生徒の主張を共感をもって受けとめ、迅速に対応する。いじめた側の生徒に対しては、行為に至った考えや具体的な行為の内容を正確に把握する。第三者としてその場にいた生徒からも、より客観的な情報を収集し、事実を正確に把握する。内容については、随時、関係する学年主任や学科主任、生徒指導主事、保健主事、教育相談主査、管理職等に報告する。

いじめと認定されることが予想される場合は、教育委員会へ電話で第一報を入れる。その後、いじめと認定された以降は継続的に報告する。必要に応じて、報道機関への対応や関係機関との連携を図る。

ウ いじめ問題対策委員会等による検討

事実が確認されたら、いじめ問題対策委員会により情報の共有を図るとともに、いじめとしての認定および今後の対応について検討する。その結果を受けて、必要があれば学年会や生徒指導部会、教育相談委員会、人権教育推進委員会等必要な部署でも検討する。

エ 臨時職員会議

いじめと認定された場合または全職員の理解が必要と思われる場合は、臨時の職員会議を開き全職員で情報交換を行い、対応を協議する。その上で統一理解のもとに、組織として対応していく。

オ 具体的対応

被害者に対しては、まず安全確保を図るとともに、全教職員で支えていく。加害者に対しては、動機や言い分をしっかりと聞いたうえで、いかなる場合でもいじめは許されないことを理解させる。第三者的立場の生徒には、傍観することはいじめを認め助長させることを理解させ、いじめを許さないという意識を高めさせる。

被害者と加害者の保護者には、関係職員で家庭訪問するか、もしくは学校へ来校してもらい、事実を正確に伝え、いじめ問題に対する理解を得た上で謝罪の場を設ける。

恐喝や暴行といった事案に対しては、警察とも連携した対応を図る。

カ 事後指導

加害者に対して懲戒指導を行うとともに、関係するクラスや学年、場合によっては全校生徒への説明と指導を行う。被害者に対しては、心のケアやカウンセリングを継続して行っていく。また、事例を分析のうえで指導のあり方等の改善策を立て、より一層、人権教育を徹底させるとともに日常の取組体制の強化を図る。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実確認を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめであることを意味する。

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告、調査組織

ア 県教育委員会への報告

重大事態が発生した場合、速やかに県教育委員会に報告するとともに、調査組織を設置する。

イ 調査を行うための組織

学校が設置する調査組織は、対策委員会を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えて組織する。

ウ 調査の目的

この調査は、因果関係の特定を急ぐものではなく、客観的な事実関係を明確にして、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

「事実関係を明確にする」とは、どのような態様であったか、いじめを産んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

(3) 対処の進め方

ア 事実関係の調査

- (ア) いじめられた生徒本人からの聴き取りができる場合は、当該生徒から十分に聴き取りを行う。
- (イ) 生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。また、当該保護者と今後の調査について十分に協議する。
- (ウ) 在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

イ 事実確認後の対応

- (ア) 調査内容を踏まえて、調査組織は事実関係を確認する。
- (イ) いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。
- (ウ) いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

(4) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対して

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかに事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告する。

イ 県教育委員会への報告

調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する。また、調査の進捗状況については適宜、適切に報告する。

(5) 留意事項

ア 調査は、必要に応じて専門家等の第三者を加え、公平性・中立性を担保する。また、特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。

イ 生徒の自殺という事態が起こった場合の調査については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

ウ いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。特に、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう十分配慮する。

エ 関係生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへ配慮し、関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

オ 重大事態の発生に伴い、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護

者や地域にも不安や動揺が広がっていることに、十分配慮する。

カ 事実に基づかない風評等が流れる場合もあることに、適切に対処する。

キ 情報提供に当たっては、関係者のプライバシー保護の観点から、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

いじめ防止等に向けた年間計画表

時期	主な行事	未然防止の取組	早期発見の取組	職員研修等の実施及び評価
日常		生徒理解を深める わかる・規律ある授業の実践 道德教育の充実 人権教育の充実 情報モラル教育の充実 相談しやすい雰囲気づくり 信頼関係を深める	日常の徒観察 日々の授業評価 相談に対する真摯な対応	

4 月	始業式 入学式 新入生宿泊研修	新学期の生活について指導 (目標設定) 体育大会に向けた意識づくり Q－U実施		新入生の情報収集・共有 いじめ対策委員会 (年間計画)
5 月	PTA総会 体育大会 中間テスト 高校総体 総文祭	協力して行事に取り組む 他校の生徒と友好を深める		生徒理解強化月間
6 月	生徒総会 新体力テスト	「いじめ防止宣言」を行う 「いのちの大切さ」教育 交通安全教育	第1回心のアンケート 教育相談	いじめアンケートの分析
7 月 8 月	期末テスト 終業式 南園の翼 火の国の翼 始業式	生徒理解研修 夏季休業中の過ごし方について の指導 他校の生徒と友好を深める 新学期の生活について指導 (目標設定)	家庭訪問(1年生)	いじめ対策委員会 (1学期までの結果)を元に いじめ問題等に関する職員 研修

9 月		携帯機器教育		
10 月	中間考査			生徒理解強化月間
11 月	南園祭 (文化祭)	協力して行事に取り組む	第2回心のアンケート	いじめアンケートの分析
12 月	終業式	生徒理解研修 冬季休業の過ごし方について の指導		いじめ対策委員会 (2学期までの結果)を元に いじめ問題等に関する職員 研修

1 月	始業式 3年学年末テスト	新学期の生活について指導 (目標設定)		生徒理解強化月間
2 月	高校入試 1・2年学年末テスト	現場実習(2年) 家庭学習期間の取組 学年末考査に向けた学習指導	第3回心のアンケート	いじめ対策委員会
3 月	終業式 高校入試 終業式	生徒理解研修 春期休業中の過ごし方について の指導		今年度の結果を元にいじめ 問題等に関する職員研修

いじめ問題対応マニュアル

